

厚生労働科学研究費補助金取扱規程等の改正の概要

〈主な改正事項〉

○人件費について

臨床研究に関する倫理指針等を遵守し実施する研究課題について、対象としていたところ、平成22年度よりすべての研究課題について認める。

(取扱細則：別表第1)

(事務処理要領：6)

○外国旅費について

外国旅費について、研究代表者及び研究分担者についてのみ支給対象としていたところ、平成22年度より研究協力者についても支給対象とする。

(取扱細則：別表第1)

(事務処理要領：6)

○国内学会参加旅費及び学会参加費について

国内学会参加旅費及び学会参加費について、研究代表者及び研究分担者についてのみ支給対象としていたところ、平成22年度より研究協力者についても支給対象とする。

(取扱細則：別表第1)

(事務処理要領：6)

○外国人研究者の招聘について

海外の研究者との研究協力により、外国人研究者を招聘する必要な費用について、直接研究費から支出することを可能とする(推進事業にて外国人研究者招聘事業を行っている場合を除く。)

(取扱細則：別表第1)

(事務処理要領：6)

○間接経費について

平成22年度新規採択された研究課題については、直接研究費等の額を問わず、すべての研究課題を支給対象とする。

なお、平成21年度に新規採択され間接経費が交付された継続課題については、1課題あたりの直接研究費等の額が1千万円以上のものとし、平成20年度に新規採択され間接経費が交付された継続課題については、2千万円以上のものとし、平成19年度までに新規に採択され間接経費が交付された継続課題については、3千万円以上のものとする。

※ここでいう「直接研究費等」とは、直接研究費と委託費を合わせたものをいう。

(取扱細則：別表第1)

(「厚生労働科学研究費補助金における間接経費の取扱いについて」(H13.7.5 厚生科学課長決定))

○法人監事の監査報告の提出について

「障害者自立支援プロジェクトの補助金不正事案を踏まえた再発防止策について」(H21.12.24)を踏まえ、平成22年度以降に交付される厚生労働科学研究費補助金について、補助金の適正な経理を確保するため、法人が補助を受ける研究事業及び推進事業については、交付先の団体の監事による当該補助の監査結果を、事業実績報告書に添付するよう求める。

(取扱細則：様式B(4)、様式C(3))

○収支報告書の提出について

「障害者自立支援プロジェクトの補助金不正事案を踏まえた再発防止策について」(H21.12.24)を踏まえ、平成22年度以降に交付される厚生労働科学研究費補助金について、別に定めるところにより、収支報告書を提出するものとする。

(取扱細則：第21条)

(「厚生労働科学研究費補助金における事務委任について」(H13.7.5 厚生科学課長決定))

(「厚生労働科学研究費補助金細則第21条に定める収支報告書の提出について」(H22.3.31 厚生科学課長決定))

○大臣承認を要する経費配分変更率の改正

制度の柔軟な運用を図るとともに研究者の負担軽減と事務の効率化を図るため、研究事業等に要する経費の配分(直接研究費、委託費)の変更率を改正する。

現行0.2→改正0.3

(取扱規程：第12条第1項第3号)

(「厚生労働科学研究費補助金における事務委任について」(H13.7.5 厚生科学課長決定))

(事務処理要領：1)

以上